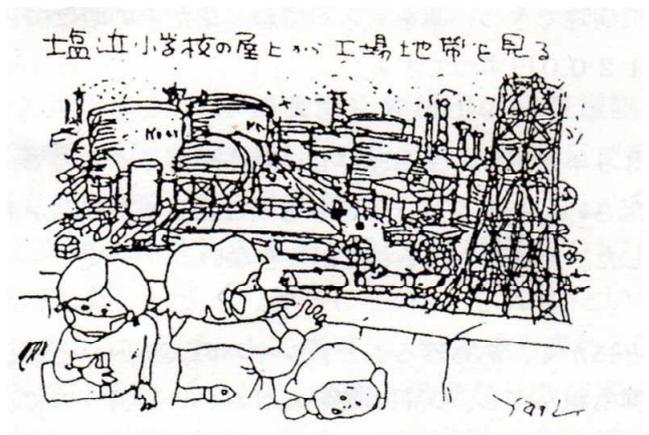


四日市公害学習参考資料

2013年(平成25年)11月19日

2012年7月29日 四日市公害訴訟判決40周年のつどいで花束をもらう野田さん



公害を記録する会

公害認定患者 中村留次郎さんの話

中村留次郎さんは、磯津の漁師（漁協組合長をしたこともある）で、公害認定患者。県立塩浜病院入院中。この日、1966年・昭和41年9月、風向き（磯津が風上で、コンビナートが風下）と体の調子もよいということで、病院を抜け出し、磯津の家で、奥さんと魚網の内職をしていた。

当時、公害訴訟をおこす話も出ていたので、そのへんのことを本人から聞いた。以下は、その一部である。

36年の10月に、突然苦しい発作がおきてね、それは今から振り返ってみると、各工場が完全に設備ができて、同時に燃料を石炭から重油に切り替えたときと一っしょいですね。

薬代なんか100万円どこやないですよ、はじまりはね。こんなもの、医学が進歩して結核でも完全になおるというのに、ぜんそくぐらいどこかのいい病院で手当してもらったら治るといっているので、重い人はいきなり病院へ走ったですね。今村善助さん（後に公害訴訟原告となる患者の一人）なんかでも一等室へ入って家政婦おいたというんやで。其の頃磯津で60人ばかりが発作をおこしていた。

わたしもはじめは市立病院へ行ってき、家内を連れて行って毎日介抱させた。こんなもん治ると思っていたら、主治医の品川っていう人やったが、「まあ、中村さん、治りませんなあ」と言い出した。治らんってどういうわけやと言ったら、「いま、このぜんそくを治す薬もなければ、注射もない、ただ発作をおさえるだけです」と、こう言われた。2ヶ月ばかりして退院。

ところが、またきびしい発作がおこるので、また市立病院へ入院して、37年ごろから、塩浜病院できつい薬をもらってね。まだその頃は国民健康保険は本人半額負担で、一週間で1200円ずつですよ。

39年の1月、まあきびしい発作が再々くるので、磯津の中山医院も「頼むで入院してください」と言うし、子どもも「これじゃあ周囲がもたない」と言うので、塩浜病院へ入院した。それから出ることができない。

とにかく、あらゆること、シャバの人がいいということはやりました。断食もしたし、座禅も組んだし、人間の焼いた骨がいいと言うので、それも1ヶ月ほど飲んだし、まあなにしたらとこで治らない。

公害訴訟をおこすっていう話が出ていますが、いちばん大きな問題は、人様をかたわにして、働けないようにして、いま現在入院しておるのに、一度も見舞いに来ん、それで当たり前だというて、それで済みますかと言うのや、法律に照らして…。

磯津でも、35年までは、1人か2人のおじいさん、おばあさんが、ぜんそく暮らしというのがあっただけで、36年の暮れから37年にかけていっぺんに66人になったんだからね、いま現在おそらく150人ぐらいいるでしょう。

この間、三上（美樹、後に三重大学学長）という医学博士が、私に言いました。「訴訟はすすめませんが、万が一訴訟にふみきったときには、医者がその立証はできます」と。

公害患者でも、これはおとなしいからいかん、やればいいんだ、ほんとうですよ。私らも生きる権利があるんだ…、こんな泣き往生してね、相手にこんだけふみにじられたことをされて、入院をしなければならんような病気に有毒ガスもってきたんだから、こんなもの、やったって正当防衛になりますよ。

どんだけ頼んでも、どんなこと言っておねがいしても、相手が言うことをきかないんだから、やらないのがおかしいですよ。私らはもう年寄っとるし、そういう勇気もないけれど、若い人は陰ではそう言うとります。もう今にやるでしょう、きっと。そりやあね、年寄り自殺していきます。だが若い人は、いまから子どもなんか学校にやっついていかんならん責任がある、やる時期がきておるですよ。それでね、私の言うことがオーバーであるかどうか、あんたたち、どう思いますか。

第1コンビナート付近の磯津の人たちはおとなしいですよ。これは、三重火力が石炭をたいて、すすで洗濯物が汚れ、トタン類なんかも3年しかもたん、それを陰で言うとりながら、行動を起こさない、団結しない。

だけど、第2コンビナートの、午起、高浜付近の人はえらいですよ。洗濯物は会社が集めに来て、乾かして、アイロンかけて、配達している。これは女子の力がえらいからだ。

お互い、男は一家の責任者だから、出て働かんならん。女が団結すれば、これは力になる。あとからできたところの人が、洗濯物をちゃんとしてもらっているのに、はじめからおる在所（塩浜・磯津）が一言も言わへん…。

一番気の毒なのは、重いぜんそくにかかって、もう肺気腫になつとるかとか、5年も経過した人、また通院していても、無理して浜（漁）に行っている人、これが一番気の毒や。こういう人が磯津でずいぶんおりますよ、283人（その頃の公害患者）のうち、おそらく磯津が100人はいるでしょう。

※ 中村留次郎さんは、訴訟準備会に出席してくれていましたが、訴訟提起以前に交通事故でなくなり、残念でした。

聞き書き・公害を記録する会 澤井余志郎

四日市公害を「知る」「見る」「考える」

2010.4.20 澤井 余志郎

1、 四日市公害について、知る、考えるうえで、欠かせないのは「四日市ぜんそく公害訴訟」（1967年9月1日・提訴 ～ 1972年7月24日・判決）である。被害者・住民側からみて、この訴訟（公害裁判）を起さなかったら、起しても敗訴していたら、四日市の住民だけでなく、“公害列島”と呼ばれた全国の公害被害地の住民も、もっとひどい被害にあって苦しんだ、自殺者が多発したであろうことは容易に想像される。

一方、加害者側の火力発電所と石油化学工場のコンビナートも、加害の暴走を「敗訴」することによりとどめ、加害行為を認め、公害対策を採らざるを得なくなった。

2、 判決は、裁判長の名前を付けて「米本（清）判決」と言われるが、この訴訟中、被告企業側は「われわれは、国が決めた公害関係の規制基準を守って操業してきた。訴訟にかけられるのは心外である」との態度を一貫してとりつづけてきたが、判決は「規制基準を守っていたにしても、操業とぜんそく罹患のあいだに因果関係が認められる以上、工場側に責任がある」というもので、企業側は控訴することなく判決に服した。

一方、県・市、国は、被告にはなっていなかったが、判決の中で、そうした工場を誘致した、被害を及ぼす操業を見過ごしていた責任を問われていたこともあり、三重県は国の基準よりも厳しい「硫黄酸化物（亜硫酸ガス）の総量規制」を実施、国が後追いで、総量規制を導入、改善を促進した。

3、 米本判決の骨子

- ① 立地上の過失…住宅に隣接して工場を建てた。
- ② 操業上の過失…最高の公害防止対策をとらなかった。
- ③ 共同不法行為…各工場はパイプで連結しての生産設備で、大少に関わらず共同の責任がある。
- ④ 損害賠償…被告企業は連帯して税害賠償を支払え。
- ⑤ 行政の責任…工場を誘致した、公害対策をとらなかった。

4、 この患者側「勝訴判決」が及ぼした影響

- ① 工場立地法の制定…工場敷地で、20%ないし25%の緑地をとるように。
- ② 硫黄酸化物の総量規制…汚染物質を元から減らす、濃度を薄くする。
- ③ 被害者補償…公害健康被害補償法（公健法）の制定…汚染物質の排出量に応じて工場から賦課金を集め、公害認定患者の医療費、傷害補償費、生活補償費などを支給。

5、 裁判所（津地方裁判所四日市支部）へ訴えるきっかけ

- ① 塩浜地区臨海部の第1コンビナートが本格操業をはじめたのが1959年（昭和34年）で、それから2年たった頃、隣接の塩浜地区、なかでも漁師町の磯津で、正体不明のぜんそく発作に見舞われ苦しむ人たちが出始めた。
- ② 工場がくるまでは、磯津にこうしうたぜんそくはなかった。工場がなんか悪いガスを出している。出さんように言いに行こうと出かけたが、工場は「そんな悪いガ

スは出してはいない、隣の工場かもしれない」と言うので、隣にも行ったが、みんな「うちじゃあない」と言った。

- ③ 市や県にも行ったが、「工場は規制を守って操業している」「加害と被害との因果関係が明らかではない」などと言ってとりあわない。不安が募るばかりである。
- ④ 1966年（昭和41年）革新陣営で、公害はひどくなるばかり（1966年・昭和41年7月10日、公害患者の木平卯三郎さんが自宅で首吊り自殺）、公害患者救済も対策がたてられていない、公害反対運動も低調、このうえは、裁判に訴えるしかないとの発想から、名古屋の労働弁護団に訴訟を依頼、革新政党、労組、市議、市民団体などで訴訟準備会を立ち上げた。訴訟準備会はこの年の12月の第4回で、弁護団から、加害者、被害者の特定があった段階で、脱退が相次ぎ、頓挫した。
- ⑤ 翌年2月、第1と第2コンビの公害対策がすすまないなか、このうえの公害発生源肥大となる第3コンビ誘致が市議会で強行採決され、その市議会を傍聴していた公害患者の大谷一彦さんが6月13日、自宅で首吊り自殺するという痛ましい事件が起きた。

こうしたなか、市民ともっとも近い市職員労組が支援組織を立ち上げるべく動き、コンビナート労組抜きでの公害訴訟を支持する会が出来た。

- ⑥ 一方、弁護団は、理論構成上、被害者は県立塩浜病院入院中の磯津の患者9人、対する加害者は、磯津に隣接している塩浜第1コンビ6社とする「訴状」を、津地方裁判所四日市支部へ、1967年（昭和42年）9月1日に提出、12月1日即ち第1回口頭弁論が開始された。

6、四日市ぜんそく公害訴訟

- ① 提訴 1967年（昭和42年）9月1日
- ② 第1回口頭弁論 同年12月1日
- ③ 結審 第54回口頭弁論 1972年（昭和47年）2月1日
- ④ この間、1968年（昭和43年）7月24・25日、磯津現地と被告6社の工場の現場検証。両日とも、青空の無公害状態であった。
- ⑤ 1972年（昭和47年）7月24日判決「原告患者側全面勝訴」。裁判所前の特設舞台上で原告患者の野田之一さんが「裁判では勝ちましたが、これで公害がなくなるわけではないので、公害がなくなったときにありがたいの挨拶をさせていただきます。」と言った。つづいての記者会見では、「工場は加害者だって判決ではっきり言った。もううちじゃないなどとは言わせない、明日から堂々と公害をなくせと言える、それが一番うれしかった。」と言った。これは、支援者たちに、「これからが本当の公害反対運動です、みなさんよろしく」とのメッセージだったが、勝訴判決の目標を達成で、その後、反公害は急速に消えていった。

7、四日市ぜんそくとは

- ① 工場が使用する燃料の重油に含まれている硫黄 S が燃やされて発生する二酸化いおう・亜硫酸ガス（SO₂）がぜんそくを引き起こした。
- ② 工場の煙突が低く、三重火力発電所 58メートルでほかは 20 から 30メートルで、しかも硫黄分の多い重油を使用していたので、工場に近い地区の汚染がひどかった。
- ③ 四日市市は、企業、県、国も公害患者救済をしないので、市単独での医療費救済

制度を 1965 年（昭和 40 年）5 月から公害健康被害者救済制度を実施した。自己負担分を市費で負担するという内容である。

- ④ 公害健康被害認定の病名 気管支ぜんそく、ぜんそく性気管支炎、慢性気管支炎、肺気腫
- ⑤ ぜんそくは非特異性の病気でどこにいても起こる病気だが、四日市ぜんそく患者の多くは、四日市を離れると発作が出ない。だから、塩浜病院の空気清浄室に入院中の患者で漁師は、朝 3 時半頃、当直の看護師さんに起してもらい、磯津漁港から沖合いにでるとガスがこないのので、漁ができた。病室は活性炭でろ過した空気を送り込んでいる。
- ⑥ ぜんそく発作は、夜中過ぎから明け方に多い。発作が起きると、空気を吸うのもえらいが、吐き出すほうが一段としんどい。
- ⑦ ぜんそく発作で亡くなった児童生徒は、小学生が 3 人、中学生が 1 人。
- ⑧ 1965 年（昭和 40 年）5 月から、認定制度が廃止された 1988 年（昭和 63 年）2 月までに認定された患者は 2216 人で、自殺した患者さんは 5 名（うち男性は 3 名でいずれも首吊りで、女性 2 人は焼身とビルの屋上からの飛び降り）。公害認定患者の現在数は、470 人ほどで、高齢化とともに、重症化している。
- ⑨ 公害病に認定されると、医療費の自己負担分を国の機関が払うのと、傷害の程度に応じての傷害補償費、生活補償費、児童手当などが支給される。この金は、工場が排出する硫黄酸化物にかけられた賦課金と、自動車重量税で賄われている。四日市の工場の賦課金でもっとも多額だったのは、年間で 23 億円であった。工場では火力発電所が最大。

8、くさい魚、海の汚れと、漁業の衰退

- ① 1960 年（昭和 35 年）3 月、東京の築地市場へ出荷した魚が、油くさいとして返されてきたり、買い叩きにあうようになった。伊勢湾の魚は木曾三川の真水と海水がほどよく混ざり合って、おいしい魚、高級魚として扱われていただけに、油くさい魚の出現は大きな痛手となった。
- ② 1963 年（昭和 38 年）6 月、くさい魚を発生させる原因を作っている中部電力三重火力発電所に対し、生物ゼロの汚い四日市港の海水を発電機の冷却水に使用したあと、磯津側の鈴鹿川に放流しないよう要求したが聞き入れられず、生活をかけて磯津全体での排水口実力封鎖を決行したところ、塩浜連合自治会長が現場へ飛んできて、留め役になり、漁民は中止した。一日おいて、県知事が現場に来て、くさい魚を試食、一口噛んで吐き出した。中電社員はおいしいといって食べた。漁民は発生源撤去を期待して知事に解決をゆだねたが、1 年半後、発生源はそのままで、3500 万円の見舞金でけりとなった。
- ③ 石原産業四日市工場が、1 日 20 万トンの廃硫酸を四日市港へたれ流し、見かねた四日市海上保安部が摘発。検察庁へ送検したが起訴手続きをしようとしないので、国会で、ある議員にレクチャーして質問・追及したら、時効寸前に起訴、8 年ほどの公判の末、会社有罪、罰金は、（計 1 億トンの排水）たったの 8 万円。起訴は 1971 年（昭和 46 年）2 月、1980 年（昭和 55 年）3 月判決）
- ④ 石原産業は海にたれ流しできなくなったので、三重県のリサイクル商品の認定を受け、京都、岐阜、愛知、三重の山間部に「埋め戻し材」として 72 万トンを裁いた

が、六価クロムや放射線が出て騒ぎになり、全量を工場内にひきとり、現在も処理場に運び出している。(リサイクル商品の値段は、1トン3千円ないし3千500円で販売、運搬費・研究費などの名目で1トン2千円ないし2千500円を購入した業者に渡す、逆有償をしていた。正規の処理場に搬入すると1トン8千円ほどするので、その差額は膨大になる)

⑤ 磯津の漁業は衰退の一途をたどっている。海の汚れと魚がいなくなってきた、のり養殖は早いうちに絶望的で、全滅。漁師は最盛期には500名も居たが、現在では、100名未満の高齢者。この先何年つづけられるのかがあやぶまわれている。

いまでも、獲れた魚は鈴鹿の漁港で水揚げしている。

⑥ いまでも磯津は漁師町である。工場が来れば四日市市は発展すると市長が言った。それなれば、工場に一番近い磯津がもっとも繁栄していいはずなのに、磯津の子どもは、スイミングスクールで泳ぎを覚えている。これが工場が来て市が発展した証しだとしたら、やるせない。

9、残された課題

① 公害とは、PPMの数字で表されるものではない。人間破壊であり、自然・環境破壊である。この事実を知る、見る、考える、そして受け継いでいかなければならない歴史の事実である。あやまちを繰り返してはならない。公害イメージを払拭しなければいけないとしきりに言う人が居る。イメージは、色も、形も、臭いもない、見えないものである、それをどう拭い去るのかわからない。公害裁判を起こした、患者・被害者側が勝訴したことで、やっと公害の改善がすすんだ。ぜんそく発生原因物質の硫酸化物は基準以下になってよかった。だが窒素酸化物はそうはいっていない。移動発生源の車排気ガスも加わり、判決以後横ばいで、PM2.5というあらたな汚染物質が問題視されている。

② 公害イメージをなくすとして、教科書の改訂を要望している向きがあるが、もともと見えないものを相手にするのではなく、見えるもの、形あるものを相手にしてこそ効果があがる。それには、大気汚染が改善した道筋を、見える、聞こえるもので表示したほうがよい。常設展示場や、読む、語りべに聞く施設(公害学習センターといった施設)が必要である。

② なによりも、現在も公害裁判当時と同じく、四日市は火力発電所と石油化学工場コンビナートは現存している。そこでは、有害なガスと、高圧ガスのパイプが縦横に張りめぐらされ、危険と隣り合わせでいることに変わりはない。いわば、いまでも代わることなくコンビナートは公害発生源である。その発生源は公害裁判判決後、規制基準がきびしくなり、工場はそれを守ることに心がけるようになって、改善がはかれるようになった。なのに、ときどき爆発事故があったり(必要悪か?)、性懲りも無く産廃をにせりサイクルで利益をあげようとする工場や、規制基準を守っているとおもいきや、データ改ざんをしていた天下の三菱化学も内部告発であらわになる醜態をさらしている。公害イメージ払拭などとは言っておられない状況が現存している。

③ 四日市はコンビナートと運命共同体、なれば、公害発生源が公災害をひきおこすことのないよう、住民と工場と行政はトライアングルの関係を保持し、仲良くなるよりは、お互いが適度の緊張関係を持ち合うことが必要である。情報公開もしなく

てはならない。それと、公害裁判の教訓を引き継いでいかななくてはならない。公害裁判世代がいなくなってきた今こそ、学習の場が求められている。この場合、注意しなければならないのは、行政も工場も、一人の自治会長をもって住民とする安易なことはしないようにしなければならない。それと、住民のなかに、公害市民運動団体も忘れてはならないことである。

公害がひどかったところの四日市市長(九鬼喜久男)の発言

四日市市議会・議事録より

1966年(昭和41年)9月28日

石油化学というのは、ご承知もように、硫黄分のない原料をつかって精製いたしますので、いわゆるSO₂(亜硫酸ガス)、SO₃(硫酸ミスト)というような公害の一番恐るべき主体となっておりますものは、ごさいませんと思います。新しい技術の開発の現在の段階では、私は、石油化学、あるいはアルミ工場においては、公害はないと断言してはばからないものであらうと思います

1966年(昭和41年)12月13日

石油化学には、公害はないと申しあげておくことはたびたびでございまして、それは、三菱油化や日本合成ゴムなどをごらんになっていただきましてもおわかりのとうりでございます。

1967年(昭和42年)6月16日!

ことに四日市のぜんそくという病気は、一般的な病気でございます、それは、どこの都市にもぜんそくというものはございます。ことに海岸部であるとか、東南風の当たるところだとか、そういう所ほ多いという事実がでておるわけでございます。それにもかかわらず、この、公害患者としてほっておくことができないと、これはやはり石油によって触発されるものだという考え方から、これが認定されておるところの妥当性というものにつきましては、これが客観性のあるものであるかどうか、普遍性があるものかどうかなどにつきましては、私は、いろいろの考え方があるのではないかと考えます。

(6月13日、公害患者の大谷一彦さん(60歳)が自殺(2人目)したことについて、議員の質問にこたえたもの)

1967年(昭和42年)10月4日

先般もあるせんい会社が、四日市に進出しようとしたわけでございますが、いったい市長はどういうような考え方をもっておる男かという質問があったそうでございまして、こういうような発言をしておるといようなことを伝えたら、それでは四日市へいってもそう悪くないんだといような考えであるといようなように聞いております。

1967年9月1日 公害裁判の「訴状」を裁判所へ提出。12月1日に第1回の口頭弁論がひらかれています。

[公害裁判・原告患者側「勝訴判決」後の市議会全員協議会での九鬼市長発言]

公害に対処する九鬼喜久男市長の所信について

1972年8月16日

本日は、公害問題に関する市議会全員協議会を開催され、特に発言の機会をあたえられましたので、行政の責任者として、公害に対処する私の所信の一端を申し述べたいと存じます。

はじめに、亡くなられました公害患者の方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、今なお病苦に悩まされている方々が一日も早く健康を取り戻され、健全な日々を送っていただけるよう念願するものであります。

去る7月24日、津地方裁判所四日市支部でだされました公害裁判の判決を謙虚にうけとめております。特に、この判決の中で、企業の責任を断ずるに当たって、「また被告らが四日市に進出したことについては、当時の国や地方公共団体が、経済優先の考え方から、公害問題の惹起等に対する調査検討を経ないまま、旧海軍燃料廠の払い下げや、条例で誘致を奨励するなどの落ち度があったことはいかかえが、被告らの立地上の過失を否定するに足りない」と述べられているように、工場誘致を進めてきた市の行政にも反省すべき点があったと考えられます。

本市における公害問題は、戦後放置されていた第二海軍燃料廠を基盤として建設された南部石油コンビナートの操業により、市民の中から公害に対する種々の訴えが強く出てまいりました。市は昭和35年10月、四日市市公害防止対策委員会（現四日市市公害対策審議会）を諮問機関として発足させるとともに、市内における大気汚染状況と住民検診による罹患状況の基礎調査を開始し、公害問題の実態把握とその対策について審議を重ね、昭和40年に至り、全国に先がけ市独自の公害患者救済制度を実施し、その後、国・県もこれに参画して今日に至っております。

一方、政府は、黒川調査団を派遣して特別調査を行い、その勧告に基づいて昭和39年5月、本市をばい煙規制法に基づく地域に指定し、四日市地域の企業に対し、法的規制をおこなうようになりました。

その後、昭和42年7月には、三重県公害防止条例が公布され、また公害対策基本法の改正により、経済との調和の条項が削除され、以後相次いで、公害発生源対策として、排出基準の制定等、規制の強化がおこなわれたのであります。

また、市におきましても、この間、企業と公害防止協定を締結し、独自の強い行政指導を行いつつあり、最近漸く環境汚染の質に改善が見られるようになってきましたが、今なお、患者が増えつづけておりますことは、誠に遺憾に存ずるところであります。

いまや、公害問題は、我が国における経済の発展、人類の進歩の裏側にかくれた必要悪ではなく、人類共通の財産である環境資源の侵蝕であり、やがては人類のみならず、地球存亡の危機に陥れるという認識が深まってきております。また、公害対策の方法論も、従来の汚染防止という受動的な政策から環境管理と言う能動的な政策への転換が強く要請されている現状にかんがみ、私は次のような諸施策を強力に推進し、本市における公害に対処する所存であります。

すなわち、その具体策として、第一に発生源対策の促進、第二に患者救済の充実、第三に工場環境の整備促進であります。

第一の発生源対策といたしましては、

- 1、発生源に対する規制措置を更に強化するため、現行公害防止協定の改訂
- 2、現行公害防止協定の繰上げ実施
- 3、監視体制の充実、強化

第二の患者救済対策といたしましては

- 1、認定地域外の公害患者の救済
- 2、公害対策基金制度（仮称）の設立

第三の工場環境の整備促進といたしましては

- 1、工場環境の美化と緑地の推進
- であります。

以上の諸施策の推進にあたり、8月2日、三重県知事とともに石油コンビナート関連29社の工場責任者を招集して、現行公害防止計画の早期達成、工場環境整備の促進等の諸施策を強力に推進し、防除対策に全力を結集して、公害防止に最善の努力をするよう強く勧告すると同時に、県条例による総量規制の繰上げ実施として、硫黄酸化物の排出量を20パーセント削減することをはじめとして、ただちに企業に実行させる諸対策を指示いたしました。

また、総理大臣をはじめ、関係各大臣および三重県知事に対し、今後四日市市の進むべき方向として、公害防止モデル都市建設を目標に努力することを表明するとともに、事業が円滑に促進できるよう

- 1、四日市地区公害防止計画の繰上げ実施およびこれに伴う財源措置
- 2、患者救済措置の強化ならびに認定地域の拡大措置
- 3、公害対策の財源として原重油関税を地元へ還元する措置
- 4、公害防止のため低硫黄重油の確保

以上四項目を強く要請いたしました。

更に、県、市協力によるプロジェクトチームにおいて科学的な解明を行い、総量規制の早期実施に努めるほか、今後、企業の新規立地、設備の増進等については、公害防止のため一層厳しい姿勢で臨み、慎重に検討いたします。

また、本市の土地利用計画を再検討し、より適正な計画の樹立を図りたいと存じます。

このほか、都市美化条例（仮称）の制定、公害担当部門の強化等、公害防止行政の一層の充実を図り、その絶滅を期する覚悟であります。

以上、公害防止の諸施策を申し述べましたが、私といたしましては、全市民の熱望する「公害のない住みよいまちづくり」に邁進し、住民福祉を最重点施策とした市行政を強力に進めていく所存であります。

議員各位におかれましても、従来よりなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

[九鬼市長の所信表明について]

この所信表明は、20日ほど前の、四日市ぜんそく公害裁判の「患者側勝訴判決」をうけてのものだが、九鬼市長は、これ以前の市議会答弁で、「石油化学には公害はない」（1966年9月議会）「石油化学には公害はないとたびたび申し上げておる」（1966年12月市議会）、「四日市ぜんそくと言う病気は一般的な病気」（1967年6月市議会）、などと言ってはばからずにいたのに、「勝訴判決」後は、公害を認め、公害防止の諸政策を強力に進めると発言している。勝訴判決に驚いたのか、心境の変化なのか、あまりにも極端な様変わりにとまどった。

九鬼市長は、この年12月に行われた三重県知事選に立候補、優勢を伝えられていたが、“公害市長”の悪名で落選した。

落選後は、九鬼肥料（市長就任以前も）や、ホテル・サンルート、伊勢湾倉庫の社長などで過ごしていたが、異臭をはなつ有機肥料の町工場、チョウネクタイをむすんでのホテルマンと、いずれもさまになっていた不思議な人であった。九鬼さんは、県教育委員や公安委員をしたこともあり、九鬼肥料工場へはクラウンを運転して通っていたが、踏み切りでいったん停車することはなく、巡査に止められたら、巡査のほうはどうするか見たいものだと思ったりもした。

田中 俊行・四日市市長の公約と市議会での所信表明より

[マニフェスト・公約] 公害・環境教育問題

“魅力あるまちづくり”の冒頭に「公害の歴史を学ぶ環境教育を、学校での学習や生涯教育に積極的に取り入れます。」1年以内に、を掲げていました。

四日市再生「公害市民塾」のメンバー数人で、当選した田中さんと、選挙事務所として使われていた事務所で会い、公害資料館などについても意見交換しました。歴史認識も市民塾と同意見であるとの表明もありました。公害資料館についてどの程度のものを考えているのかの問いもあり、経費の問題もあるのでそれも考慮してとの話でした。

[臨時市議会での所信表明]

1月14日に開会された市議会で、田中市長は市長選で掲げたマニフェストを基本として重点的に取り組む政策を説明。中心市街地の空き店舗を活用した文化交流拠点の形成や、公害の歴史を学ぶ環境教育の積極的な導入、子どもの医療費助成の拡大などを挙げた。（中日新聞）

[選挙の際に出した公開質問状への回答]

1、四日市公害を風化させずに、その教訓を生かし、環境モデル都市を目指すことが本市にとって重要な課題です。

従って、資料館や環境情報館の設置についても、しっかり検討したいと考えます。

2、重要な政策について、市民の声を出来る限り反映するために、「市民協働委員会」を設置することを考えており、貴団体とも十分な対話をしたいと考えています。 田中俊行

四日市ぜんそく公害訴訟判決 40 周年 “青空ありがとう”

四日市ぜんそく公害訴訟「原告患者側勝訴判決」

いまから 41 年前の 1972 年 7 月 24 日、前夜の雨もあがり、カンカン照りの暑い日、朝早くから、津地方裁判所四日市支部前に造られた仮設舞台周辺には、テレビ局のテント小屋が並び、支援者たちが判決を聞こうとつめかけていた。

「勝訴判決」を信じた人々は、明るい顔で、その時を待っていた。詰めかけていた人たちの大部分はこの訴訟 54 回の口頭弁論時、ついぞ見かけない顔の人たちであった。

9 時前、公害訴訟を支持する会の役員が、「この傍聴券で法廷に入って下さい」と言ってきた。「そんな傍聴券があるんだったら、磯津の二次訴訟原告団に回してやってください」と断ったら「いや、これは弁護団からで、裁判長が判決主文を読み始めたら、とっさに「勝訴」「一部勝訴」の信号を澤井さんにおくるので、それをうけて法廷外の人たちに知らせてほしいとの指名だから、ぜひ入廷してほしい」。そういうことならと入廷した。

富岳弁護士は私に向け、にっこりした顔で 5 本の指を挙げた。「全面勝訴」である。

私は、「勝訴」を伝え、裁判所向かい側の四日市市庁舎の屋上に上がり、特設舞台での「勝訴判決報告集会」の様態を写真に収めていた。カメラを縦にしたら、裁判所前のぼんざいをする人々と敗訴したコンビナートの煙突から代わることのない排煙がファンインダ―にあり、あらためてこの訴訟は公害差し止めではなく損害賠償請求事件であったことを思い知らされた。

屋上から降り裁判所前に行ったら、野呂汎弁護士事務局長が、吉村功さん（名大工学部助教授）と私に、判決文書のコピーをとってほしいと言うので、近くのコピー屋で大量のコピーとり作業をした。それをやり終わって、裁判所前に戻ったら、「勝訴判決報告集会」の華々しい本番も終わったようで、原告患者の野田之一さんが疲れた表情で居た。「疲れた。裁判所に来られなかった藤田一雄さんに勝ったことを話してやりたいで、病院（三重県立塩浜病院空気清浄病室）まで送ってくれんか」と頼まれ同行した。車中で珍しく控え目で「わしなあ、裁判には勝ちましたが、これで公害がなくなるわけではないので、なくなったときにありがとうの挨拶をさせてもらいますって言ったんだが、それでよかったのかな」と聞いてきた。「さすが野田さん」と、拍手したい気になったが、ハンドルを握っている以上、そうはいかない。「それでいいんだよ」と、市庁舎屋上で見た光景と重なる思いで同意をした。思いようによっては、「勝訴判決」のために努力してきた、その支援者に向かい、「ありがとうは言わない」というのは不遜な行為ではあるが、四日市公害は現在進行形であり、公害患者救済と、勝訴を起点に公害をなくす運動を強くすることをもう一つの目的にしてきたわけで、勝訴で損害賠償金を手にして終わるものではない。

その夜、テレビニュースで、「勝訴判決をもらってなにが一番嬉しかったか」という記者団の問いかけに、「工場は加害者だって言ってくれた、これからは加害者の工場に堂々と公害をなくせって言える、それが一番嬉しい」、四日市ぜんそくにかかり、工場へ「なにか悪いガスを出しているんだったら出さんでくれ」と言いに行った時、「うちじやあない、隣の工場かもしれないと、どこの工場へ行ってもうちじやあないとかづけあいをしてきた、それが、これからは言えなくなった」そして「我々が道を切り開いた、皆さんこの道を通って反公害でがんばってください」と野田さんが晴れ晴れとした顔で語っていた。

公害裁判主役の“野田メッセージ”である。

この日の、野田メッセージは、今も鮮明に私の中に残っていて、以後、毎年7月24日がくると、まだまだ野田さんから「ありがとう」の挨拶はしてもらえない、がんばらなくてはと思い、戒めの日にしてきた。

判決20年目のときであったと思うのだが、公害訴訟を追い続けてきていた名古屋テレビの女性プロデューサーが、「判決その後について番組をつくりたいので相談に乗ってくれ」と言ってきた。とっさに、判決日の野田メッセージが思い浮かんだ。

判決報告集会で、原告患者の野田之一さんが、「ありがとうは言えやん」と言った。その後、公害裁判や野田さんのその後について各テレビ局の放送があった時でも、「ありがとう…」についての放送はない。それをとりあげたらと言った。「当時、録画と音声同時収録できる撮影は、わが社だけ」で、「さっそく保存録画を調べてみる」と言っていた。そういえば、その頃の取材はハンド撮影機でネジを巻きながら撮影していたカメラマンの姿が印象に残っていたが、名古屋テレビはそうした新型の撮影機で取材していたんだと知った。

そんなことがあって」野田さんを中心に据えた報道番組「ありがとうは言えやん」30分が放送された。その後、この番組は少し短く編集され、キー局テレビ朝日の「報道ステーション」でも全国放送された。

これを機に、この“ありがとうは言えやん”は、名古屋テレビ以外でも「うちの局にもそのシーン収録はあると思うので、探してみる」となり、NHKと東海テレビ局にも収録があることが分かり、以後、四白市公害と裁判に関わる報道には、この“野田メッセージ”が使われるようになった。

いわば私はその火付け役で、野田さんを縛ることになり、迷惑をかける結果を招来した。以後「ありがとうはまだ言えませんか」といった取材が重なるようになり、野田さんはその都度、こうした問いの答えに苦慮し、「工場の煙突から煙が出やんようになったときに…」「公害ぜんそく患者がいなくなったときに…」「もうありがとうって言っていいんだろうが、言いそびれた思いもある」と答えている。

この野田さんの途惑いはどこからきているのだろうか、火付け役となった私はその途惑いに責任を感じているのだが、その責任を果たせないままにいる。

ぜんそく裁判勝訴判決後

公害裁判判決頃までの反公害運動はわりと分かりやすかった。言いかえれば、誰が敵で、誰が味方かの判別が容易であった。それが、判決直前になるとあやしくなってきた。

判決を前にして、市立労働福祉会館会議室で、弁護団と公害訴訟を支持する会委員との会議がたびたびもたれた。支持会委員会の都度、私は会場準備を行っていた。会館内に、私が勤めている地区労務局があるのと、地区労の中には公害裁判被告企業の労組も加盟していることから、委員として名前を出さず、表面化しないように動いていて、夜は名古屋でもたれる弁護団会議にも出て、現地との連絡役も果たしていた。

その日もいつものように机を並べ、私は受付用の机に居た。訴訟提起において最大の功労者である前川社会党市議が、裁判当初は事務局長としてふるまっていたが、1年もたたないうちに、支持会事務局のある四日市市職労事務所へ来て、古谷委員長に「公害という

となんでも俺のところへ寄こす、これからは君らでやっていけ」と言って出て行った。同席していた私はわけもわからずにいた。

その市議が、結審後の判決近くなった時、「おれを事務局長にせい」と言ってきた。事務局長はすでに判決に備えての準備を進める中心に居たので、代表委員になってもらった。

会議を始める前に突然、その市議が「澤井君はなぜここにいるんだ、邪魔だから出て行け」と言う。想定外のこととつさに「傍聴です」と答えた。同席していた全員も想定外で「なんで澤井さんが出ていかなければならんのか、いつも通りここに居てもらえばいい」と弁護士や委員が言い、受付に居ることにした。

記録は後に物を言う。支持会の議案書や報告書、写真、機関紙などは、私の手になるものが多く、事務局員的な仕事をしていたんだなど、今度四日市市につくられようとしている公害資料館用に備えた資料を見て確認している。

こうした「邪魔だ」は、判決後も尾を引いた。9人の原告患者による公害裁判は、「裁判を起こす以上、早期に勝たなければならない、原告患者も工場の排煙によって発病した証明がしやすい人がいい」いわば代表での闘いで、5年という年月で勝訴した。ところが、この裁判は、公害差し止めではなく、損害賠償請求事件であったことから、子どもが患者の母親たちが中心になり、空気をきれいにする裁判を起こしたいと、判決年2月の結審までに「二次訴訟原告団」を結成、提訴に備えていた。患者と遺族140名の原告団である。

ところが判決後、名古屋で「訴訟ではなく自主交渉で行く」と弁護団が発表したことを知り、吉村さんが「原告になんの説明もないまま代理人の弁護士が自主交渉でと言うのはおかしい」と批判した。「それでは今夜磯津公民館で説明するから原告を集めて下さい」ということで、招集をかけ、ほぼ全員が集まった。

集まりの司会はあの前川市議で、裁判ではなく交渉でやることになったと説明した。これに、母親から「あんたさん、ついで見かけないお人やが、青空を返せの裁判をしようとしてやってきたのに、突然、裁判やなしに交渉でってどういうことですか…」と反論した。ところが、一次訴訟の時、「あんな大会社に勝てるわけがない…」と批判的だった患者たちが、勝った、原告患者で一千万円ももらったのもいる、わしらももらう権利があるとして、中年以上の男性から「しず子、きれい事を言うな、ひっこめ、金だ、金だ…」の罵声が浴びせられる始末で、判決後の9月1日、磯津公民館に本社総務部長などが出ての交渉が、代理人の弁護士と支持会が前面に出て進め、11月30日、企業側がセットした近鉄四日市駅前の農協会館ホールで、発生源対策のない補償協定書での調印式が行われて終わった。

この間、件の市議が、私の上司になる地区労議長に「澤井は目障りでならん、クビにせい」と告げた。相変わらず漁師のおかみさんたちが、患者の子どもたちの行く末を案じ、青空回帰をねがったの言動をしているのは、澤井が陰で扇動しているとの思いこみでのようで、議長は「なんで社会党市議から言われなくてはならんのかやって言うておいた」と言うので、「記者クラブには言わなくておきなさいよ」と釘をさしたが、すでに知れていたようで、新聞・テレビ各社の記者たちが、「なんで澤井さんをクビにせいって言う、わけはなんですか…」と問い詰め、市議は「そんなことは言うていない」と釈明。その時のことについて、当時記者クラブのボスの存在であったNHK記者が「澤井さんには貸しがある」と、退職後、隣町で寺の住職になつている今も言っている。

四日市の反公害運動は

判決後の四日市反公害の様変わりには激しく、前川市議の動きがまるでフィクサーよろしく陰でうごめいていた。一方、公害裁判勝訴立役者の野田之一さんの活躍もあり、公害四日市はこの二人の言動で左右されてきたとあっていい。

前川市議は、提訴の年である 1967 年 4 月の市議選挙で落選したが、その後 4 年後の選挙で当選、判決後は原告患者側勝訴に貢献した三重大学医学部吉田克己教授と、四日市市公害審議会委員長（前川）、副委員長（吉田）のコンビで公害行政を左右するほどの出世をはたした。

黒衣で助っ人を信条とした市民兵たちは判決後も、第二コンビナートに向かう橋北地区患者会に付き添い、手助けをしていた。第二コンビナート 3 社に直接交渉をしかけたところ、支持会の役員、四日市患者会幹部役員と、弁護士を引き連れ、前川市議（第 2 コンビの会社とは昵懇のあいだがらであることは周知の事実）が、「こんな市民兵と一緒にやるというなら、今後、支援団体は一切手を引く」との脅しをかけたが、「私たちは、吉村先生や澤井さんに教えてもらい、公害をなくしてくださいと会社に言いに行っています。補償金要求は四日市の患者全体でやります、それがなぜ問題になるか分かりません。これからも公害をなくしての交渉は続けて行きます」と、産婆さんのお婆さんが言い、長かった会議はお開きになった。前川市議についてきた野呂弁護士は「事前に聞かされてきたことと違った、これが本当の公害反対運動だ、続けて頑張ってください」とわかってくれた。

公害訴訟支援について、コンビナート労組は支持を拒んできた。7 月の判決後、石原産業労組はいち早く、9 月 11 日の「第 5 回定期中央大会」で、「この判決を率直に認め、具体的には、①労使環境委員会で対策推進の積極化を図る。②国、地方自治体の指導に止まらず、より以上の対策推進の姿勢を会社に求める。③県、国に対し、財団法人の設立等により、恒常的に被害者救済を図るよう、地域労組とともに働きかける。④単産および地域労組の公害防止のための共闘運動を積極的に呼びかける。」との運動方針を掲げた。

しかし、同じ合化労連のチッソ第一組合のように、「水俣病患者に敵対してきたことを反省し、われわれがたたかう同盟軍は水俣病患者家族である」との方針（1972 年 3 月 6 日）を掲げてのものではなく、やがてことの本質が見えてきて破綻した。

その石原産業労組などが中心になり、総評・中立労連のみならず、同盟（中部電力労組など）も巻き込んで、「四日市から公害をなくす労働組合会議」（労組会議）が結成され、判決後、自主交渉で補償金を手にした磯津を除く他地域公害患者救済の財団交渉に、公害弁護団、公害訴訟を支持する会、四日市公害患者会との共闘会議に加わった。会議終了後、労組会議役員連中は、バーなどに入り浸り、どこからそんな金が出ているのかを問う人も居た。会議は弁護団主導で、ある弁護士は、「発生源労組は、訴訟支援ができなかった負い目で心を入れ替え、共闘会議に参加している」とお人よしを表していた。

これに対し、訴訟支援で中心的な働きをした労組の市職員労組、教職員労組などはお付き合い程度でしかなく、なりゆきにまかせて傍観していた。

消えていった反公害

事態は確実に“公害かくし”が進んでいた。その最たるものが「公害健康被害補償法（公健法）」改悪、公害患者救済制度廃止である。

公健法を制定させたのは四日市ぜんそく公害裁判・患者側勝訴である。その判決から 15 年を経た 1987 年、認定制度廃止の動きが現実化した。日本弁護士連合会（日弁連）の人権・公害委員会は、四日市判決後の四日市調査で来四、磯津公会所で、公害患者、住民、市民運動についての聞き取りや行政などの調査を行った。前日、私は臉を怪我していたので、娘の運転で会場に行った。意見陳述を求められていたが眼帯をしていたりで発言を控えていたら、野田之一さんに呼ばれ、廊下の片隅で問いつめられた。野田さんいわく、公害裁判で名をあげた偉いさんで、いまもわたらの味方になっている人って居るか。わたらは偉いさんに利用されたけど、利用されたおかげでようになったこともあったが、今じゃあ企業や行政に利用され、わたらをいじめるようになった、いったいどうなっとなのや、わたらほもう利用する価値がないんか、それならそっとしておいてくれ…。

これには返す言葉がない。公害裁判勝訴の立役者の二人、三重大・吉田克己教授と、前川辰男社党市議は、前年 6 月「環境保全功労者」として環境庁から表彰されている。前川市議は、中日新聞記者の問いに「反政府、反企業の活動をしてきた者が政府から表彰を受けるのは、何か変だが、政府がその辺を認識してのこと、というので受けることにした」「裁判は公害発生源を責めるのではなく、人権問題、憲法問題としてとらえた」といい、「四日市は公害都市ではなくて、公害を克服した都市なんです」と答えていた、さらに別のところでは、驚くことに、認定制度廃止を言いだした経営者団体連合会（経団連）の広報誌『経済広報センターだより』1983 年 8 月号に、「四日市の社会党市議会議員で、議長の経歴もあるし四日市市公害審議会会長でもあり、自治労の全国自治研の公害関係のチューターも長年務めていた」と紹介されていた前川市議の話が、ルポもルタージュ「四日市はよみがえった」のなかで、次のようにとりあげられていた。

わらじ履きで汽車にも乗らん、江戸時代の生活がいちばん、というように信条を通して反対するのなら、一貫性があるって認める。しかし自分は自動車に乗って、これもあれも駄目だというのは筋が通らない。そこに努力の甲斐が出たら、信頼してやらなくっちゃ。そして企業も繁栄するが、共に我々住民も繁栄していけばいいじゃないか。

汽車にも自動車にも乗り、わらじ履きもしないでの反公害は筋が通らないとの人物は私のことだと思った。

とにかく、公害患者認定制度廃止はなんとか止めさせなくてはならないが、この頃の四日市には反公害の動きはなかった。四日市市職労に行って、「公害裁判勝訴のおかげで公害患者認定制度ができた。公害裁判を中心に支えたのは市職労である。その認定制度をなくそうとされている。市職労は見過ごすわけにはいかない。そこで、全国 41 ケ所の認定地域の自治労組合に呼びかけ、反対署名を、経団連や国がターゲットにしている四日市市議会に集中させるよう運動してほしい」と、副委員長に話をしたら受け入れてくれた。

この動きに、自治労三重県本部副委員長、四日市地区労事務局長などから止めさせようとする策謀があり難行したが、三重大学の元学長が請願代表になってくれたこともあり、本会議で廃止反対の請願が可決された。ところが、市庁舎向かい側の裁判所で「亜硫酸ガスが原因で、工場は加害者である」との判決が出されているのに、国への「意見書」は、

経団連の主張にあわせ、タバコ原因説や、ぜんそくの発生原因は不明とかといった内容に書きかえられており、市議会議長に抗議に行った。誰の差し金でこうなったのかと問い詰めたら、「議長として、誰だと同僚の名前を言うわけにはいかない。澤井さんの方がよく知っている人物である」とのこと。ここでもかと、悔しさが募った。

ありがとうの挨拶は

「煙突の煙が消えたときに」「青空がもどったときに、ありがとうの挨拶をしたい」との野田さんの思いは、すでに達せられている。公害裁判で企業側が敗訴する、行政は被告にはなっていないが、企業誘致を、住民の強い反対を押し切って行い、企業側に立っての行政を行ってきたことの責任をふまえ、判決を前にして、硫黄酸化物の総量規制を国に先駆けて実施した。その結果、裁判で問われた SOx の PPM 公害は解消した。

青空回帰を言えるのは、被害者側の立場に立って身を処してきた人物でなければならない。その最たる人物は野田之一である。しかし、彼の口から「青空がもどって、ありがとう」の挨拶を受けるのではなく、われわれが彼に「ありがとう」の挨拶をしなければいけない。そうすることで、彼をして「ありがとうの挨拶は言えやん」の自縛を解いてやらなければならない。

これまでの四日市市長は何代かにわたって、特に前任の市長は公害裁判で患者側弁護団の一員であったのに、過去の市長同様、「公害学習実施」「公害資料館設立」などを公約にかかげなかった。しかし、5年前に当選した田中俊行市長は、判決40周年を念頭に置き、「公害資料館設立」を掲げ、野田さんも含めての委員を委嘱「公害に関する資料館あり方検討委員会」で実現に向けて進め、市議会に予算を提案、2013年9月市議会で可決・成立をしている。

コンビナート企業も、裁判判決世代交代で、かつて企業を法廷に引き出した原告患者の野田さんを講師に、幹部社員が公害学習をしている。四日市市教育委員会も、小中学校での語りべ学習を指導・援助している。

その野田さんは今年、2013年12月、82歳になる。判決から40年、人生の半分を過ぎようとしているが、判決40周年の2012年年7月、市、企業、市民、三者での判決集会で、かつての小学5年生の語りべ学習を受けた成年女性からと、田中市長から、「ありがとう」の花束を贈られ、市長感謝状を贈られている。

2013年9月28日 富山県立イタイイタイ病資料館主催の「四大公害訴訟の語りべによる伝承会～公害の教訓を語り伝えるために～」での四日市公害語りつぎメモ澤井

1. 今から41年前の1972年7月24日、四日市ぜんそく公害裁判で、「原告患者側全面勝訴」の判決がありました。野田ゆきかず（之一）さんは、原告患者を代表して「裁判では勝ちましたが、これで公害がなくなるわけではないので、“ありがとう”の挨拶は控えさせていただきます。青空が戻った時に“ありがとう”の挨拶をさせていただきます」と支援者達を前に不遜ともとれる挨拶をしました。

2. 野田原告患者がそうした挨拶をしているとき、私は裁判所の道路反対側の12階建の市役所屋上から裁判所前の集会を撮影していました。カメラのファインダーをのぞいたら敗訴したコンビナート六社の煙突から、代わることなくぜんそくを引き起こす亜硫酸ガスを含んだ煙が煙突から排出されていて、あらためて、四日市ぜんそく公害裁判は現在進行の公害を裁く裁判であることを思いしらされました。

3、写真を撮り終えて裁判所前に行ったら、野田さんが疲れた姿で「病院（三重県立大学医学部附属塩浜病院）へ送ってほしい」と言うので送りました。車の中で野田さんは「わしなあ、裁判には勝ちましたが、これで公害が無くなるわけではないので、ありがとうの挨拶は控えさせていただきます。青空が乗った時に“ありがとう”の挨拶をさせていただきますと、支援者達に挨拶をしたことを気にして、そんなことを話しかけてきました。私は、まさに公害裁判の原告患者だと感心しました。四日市裁判は「損害賠償等請求事件」として扱われていました。被告六社は「金さえ払えば法律上はすむわけです。ぜんそく患者は金をもらっても空気がきれいにならなければ生きられません。野田原告の挨拶は「青空回復のために勝訴判決を活かして公害をなくす運動を強めてほしいとの“野田メッセージ”だったわけです。

4、この判決で、三重県知事は、国の規制を上回る「硫黄酸化物排出の総量規制」を判決の年から実施しました。企業側が「国の規制以上の規制は法律違反で無効」との提訴をしたら県は敗訴することを覚悟しての条例施行であった。しかし、企業は「泣く子と地頭には勝てない」と高額な公害防止費用を投じ、年平均0.017PPMの規制値を4・5年でクリアしました。ただ、クリアしたから、もういいというわけにはいきません。火力と石油化学のコンビナート工場群は、判決後も変わることなく存在し、肥大化や製品開発を続けるということで、公害と爆発などの公害発生源でありつづける存在で、判決後も、爆発事故や、悪臭、産業廃棄物の不法投棄、無届での違法製造プラント設置（毒ガス製造機）、データ改ざんなど、青空回復のかけでの違法行為がなされています。本当の「ありがとう」は言えない状況です。

5、昨年2012年7月は、四日市判決40周年でした。これに先立つ3年前、データの改ざんを三菱化学工場が行いました。これに対し、野田原告や公害市民塾などのメンバーで抗議に出かけました。所長以下幹部社員が対応したさい、「公害裁判で敗訴したことは知っていますが内容までは知りません。判決後に入社したものばかりで、どこかに裁判資料はあ

ると思いますが見たこともありません」と正直にあっけらかんと言いました。あらためて、遠くに追いやられた公害裁判を知らされ愕然としました。

そんなことで、判決 38 周年に、あらためて公害裁判を知るための集会を企画、野田原告と訴訟支援の中心役割を果たした四日市市職員労組とで、三菱三社は合併して三菱化学、石原産業、昭和石油、中部電力の 4 社を訪問、公害裁判について、当時の原告患者側の弁護士を講師にした集会を計画したので、四日市市と、企業も参加してほしいと誘いに行った。かくして、公害裁判判決後、最初の、工場、市役所、市民の三者による集会ができた。

6、その後、三菱化学は、かつて争った原告患者の野田之一さんを講師として招き、幹部社員数十名が出席しての公害学習を実施した。昭和石油は社長も出席、中部電力も幹部社員が四日市火力発電所の構内で同様の公害裁判研修会を野田原告を講師に開催。四日市市役所も、各職場から総勢 100 名余の職員を集め、野田原告の他に澤井も呼び公害学習会をはじめている。遠くなった公害の教訓をひきよせている。

7、こうしたなか、野田原告は、判決時、「青空が戻った時にありがたいの挨拶をします」と言った約束を果たしたいと。昨年 7 月、コンビナート企業、市役所、市民による「判決 40 周年のつどい」に臨んだ。ところが意に反して「ありがたいは言うな」の声が一部（3 名ほど）から、直接・間接に野田原告に言うという、信じられない言動もあったが、田中四日市市長は長年にわたる野田原告患者の「小学校 5 年生などへの公害語りべに対し「感謝状」授与、かつて公害語りべを受けた女性二人から感謝の挨拶と花束贈呈、コンビナート企業代表 2 社、市環境部長、学者、公害裁判患者側弁護士、公害市民塾からなる史上初めての記念すべき集会がもたれた。

この集会を望んだ澤井は「コンビナート工場は今も公害発生源に代わりは無い、再びかつての公害を引き起こさないために、工場も、行政も、市民も、適度の関心、監視を保ちながら安心して住み続けられる地域社会を目指して行きたいと提言。これについては、四日市市が、2015 年度の開館をめざし公害資料館建設を進めてくれ、学びの場をつくってくれている。